

機能性表示食品制度セミナーのご案内

JAS法、食品衛生法、健康増進法の3つの法律に分かれていた食品の表示に関するルールを一元化した食品表示法が平成27年4月1日に施行され、食品表示基準に基づき表示をすることとなりました。また、新たに食品に機能性を表示することのできる制度「機能性表示食品制度」が創設され、機能性表示食品の届出等に関するガイドラインが本年3月30日に公表されています。本制度は、いわゆる健康食品などの加工食品のみならず生鮮食品も対象となっており、その活用が注目されています。

島根県産業技術センターでは、機能性表示食品制度の活用に着目し、本県先端技術イノベーションプロジェクト推進・評価委員でもある森下仁丹株式会社の河原様を講師にお招きしたセミナーを企画しました。この制度の概要、届出等に関する留意点等について参考となりますよう、機能性食品・健康食品事業者様を始めとする食品製造事業者様、また行政等の支援機関のみなさまのご参加をお待ちしております。

■主 催：島根県産業技術センター

■日 時：平成27年6月12日（金） 14：30～16：00

■場 所：松江市北陵町1番地 テクノアークしまね4階大会議室

■講 師：河 原 有 三 氏
・森下仁丹株式会社 研究開発本部顧問
・日本健康食品産業協議会 副会長

■講演内容

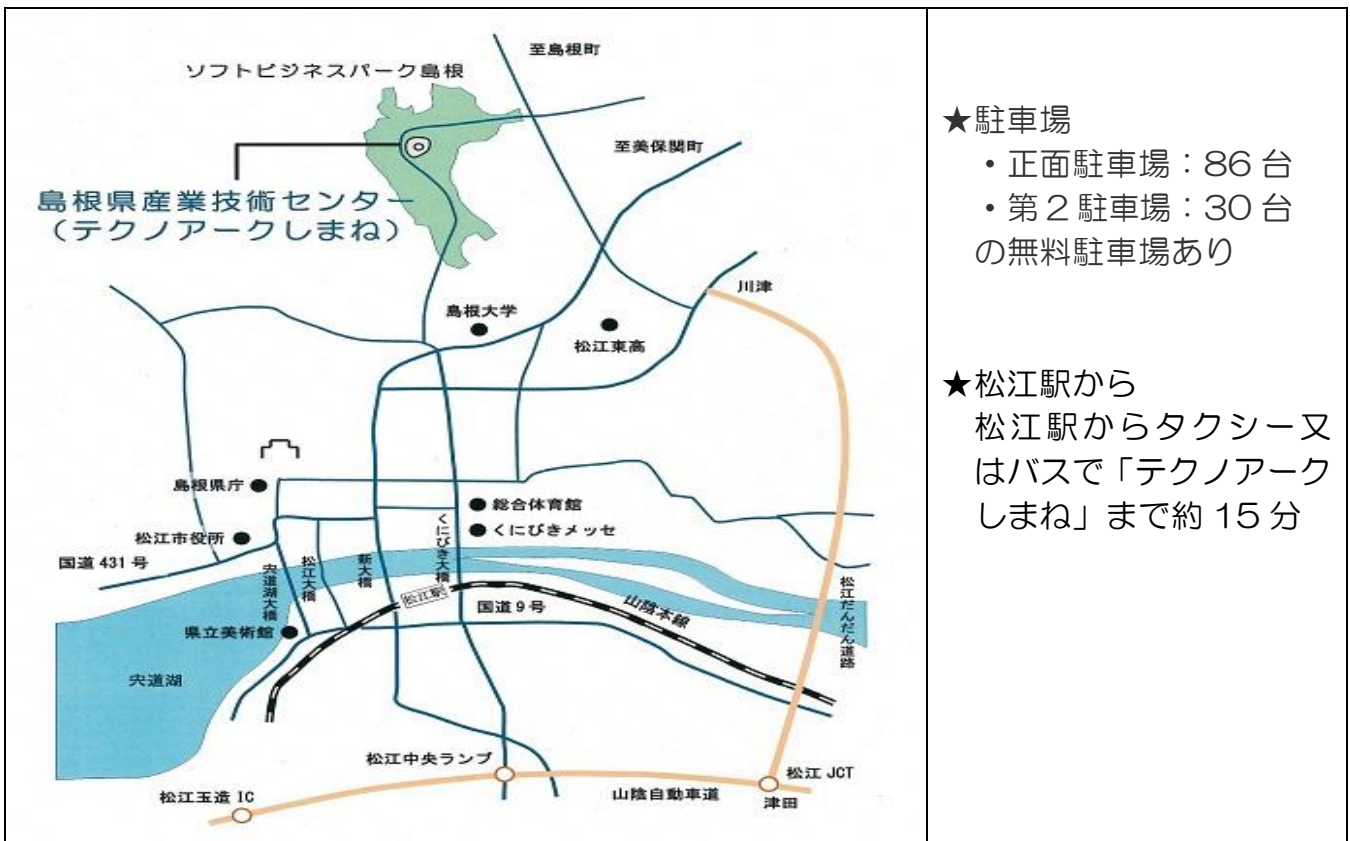
機能性表示食品制度に関するこれまでの議論と今後の課題、ガイドラインのポイントなどを説明します。

今後、機能性表示食品として生鮮食品や加工食品などを販売するにはどうすればいいか、どのような成分が該当するのか、広告表示はどのような内容であれば可能であるのか、などについて講演を行います。

■定 員：80名（申し込み順・参加料無料）

■申 込 方 法：FAX又はメール・申込締切：平成27年6月8日（月）
参加ご希望の方は、裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、下記まで申し込みください。

【会場案内】



★駐車場

- ・正面駐車場：86台
 - ・第2駐車場：30台
- の無料駐車場あり

★松江駅から

松江駅からタクシー又はバスで「テクノアークしまね」まで約15分

問い合わせ
申込先

島根県産業技術センター 担当 細田、勝部

TEL 0852-60-5153 / FAX 0852-60-5136

E-mail : hosoda-hiroyuki@pref.shimane.lg.jp

(この内容は、島根県産業技術センターのホームページにも掲載しています。)

お申し込みは FAX もしくは メール で

企業名 団体名		TEL	
申込者 役職・お名前		E-mail	
参加者	①	④	
役職・お名前	②	⑤	
	③	⑥	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナー実施に関する事務以外には使用いたしません